

令和4年度公益社団法人古河市シルバー人材センター事業計画

1 概要

2020年に発生した新型コロナウイルス感染症に向き合い続けて2年が経過してしまいました。

その間、日本全体が行動制限を強いられています。そして、新たな変異株の出現による感染の再拡大により、日常生活、社会活動、経済活動等に更なる不自由が強いられ、生活様式や世の中のニーズ、常識が大きく変化いたしました。

2022年も早々に「まん延防止等重点措置」が発令されるなど国家として未曾有の事態に陥り、収束が見えない状況の中、いまだに新型コロナウイルスに対する万全な対策が確立されていない状況にあります。

当センターでも、新規会員の確保や就業の確保及び業務、運営に大きな影響を及ぼしています。

また、古河市の人口が徐々に減少しています。2019年古河市人口ビジョン改訂版では、2040年における古河市の総人口が約116,100人、高齢者人口約41,500人となり、高齢化率が35.8%になると推計され、少子高齢化が益々顕著になると予想されています。

当センターでは、新型コロナウイルス感染症の影響以外に、65歳定年制や企業における70歳までの雇用努力義務化等により新規会員の高齢化などが進行していますが、会員の就業確保を第一優先とした運営を心がけ努力してまいりました。今後も就業機会の確保を推進してまいります。

また、当センターの会員数が減少傾向にあります。

高齢者が「生涯現役」として社会参加するための受け皿であるシルバー人材センターの存在意義や活性化を高めていくためにも「会員拡大」は大きな課題であります。引き続き、会員増加に取り組んでまいります。

シルバー人材センターは、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づき、地域の高齢者就業に関する事業を行う法人であり、基本理念である「自主・自立・共働・共助」を推進し、公益法人として高齢者及び地域社会の期待に応え、地域に根差した身近なシルバー人材センターとなれるよう、積極的に事業を展開してまいります。

2 基本方針

当センターは、昭和60年6月に古河総和広域シルバーとして設立され、平成18年4月に三和を統合しました。さらに、平成24年4月に公益法人として認可され、平成26年4月に公益法人古河市シルバー人材センターに移行し、現在に至っています。

シルバー人材センターの崇高な理念を実現するため三つの基本方針を掲げ、積極的に事業活動を展開してまいります。

また、事務事業の効率化を図るとともに経費削減に努め、安定した運営が図れるよう努力してまいります。

- 1 知識や能力等、多種多様な経験を持つ高齢者の入会を促進し、就業機会の確保及び拡大を図ります。
- 2 安全就業及び適正就業を推進し、会員はじめ地域にとっても魅力あるシルバー人材センターの実現に努めます。
- 3 財政基盤の強化と組織の活性化に努め、高齢者の豊かな生活の実現と社会参加を促し、生きがいのある生活を目指します。

3 達成目標

(1) 会員数	1, 150 人
(2) 契約金額(派遣契約を含む)	500, 000千円
(3) 就業率(派遣契約を含む)	75.0 %
(4) 就業人員	95, 000 人
(5) 安全就業(事故件数)	0 件

4 実施計画

1 就業機会確保及び提供に関する事業

① 就業先の確保拡大

ア 地域における就業ニーズを把握し、公共及び民間企業等への訪問活動により、新たな就業の開拓を目指し受注先の拡大に努めます。

イ 高齢者世帯だけでなく一般家庭における家事支援業務に取り組み、就業機会及び就業先の確保に努めます。

② 就業機会の提供

ア 一般家庭からの除草、植木剪定等について、受注対応が可能な体制の整備に努めます。

イ 毎月発行する「かがやき」への就業情報掲載及び電話等により情報提供を行います。

ウ より多くの会員への就業機会の提供を図るため、ローテーション就業を推進し、ワークシェアリング（雇用の分担）の拡大を図ります。

2 会員拡大事業

① 会員の増強

ア 入会説明会、会員による口コミ等により新規入会の促進を図ります。

イ ホームページや市の広報誌等を活用したPRを行います。

ウ 退会する会員の抑制を図ります。

② 女性会員の拡大

当センターの女性会員は約35%です。女性の社会進出を促し女性が活躍することで、更なるシルバーの活性化を図るため、女性を対象とした入会説明会等を行います。

③ プラチナ会員制度の推進

ここ数年、退会者が入会者を上回る状態が続いています。退会者を一人でも少なくするため、就業は希望しないがシルバー会員として活動できる制度として退会者の抑制を図ります。

3 適正就業の促進

国から示された「シルバー人材センター適正就業ガイドライン」に基づいた運営を行い、発注者に対してより一層の理解を求めていきます。

4 一般労働者派遣事業

委任・請負になじまない就業について、公共、企業等の理解を求めながら一般労働者派遣事業及び有料職業紹介事業で対応します。

※委任・請負になじまない就業とは、発注者の指揮命令又は社員等と混在作業がある就業のことを指します。

5 安全適正就業推進事業

- ① 就業の安全は、最優先で取り組む事項です。事故ゼロを目指し、就業現場の巡回を定期的に行い、安全意識の高揚と就業環境の改善を図り就業における事故の未然防止を図るとともに、就業途中での交通事故防止のための交通安全教育に努めます。
- ② 地域班長会議や会報誌等を通じて安全意識の徹底と意識向上を推進します。
- ③ 夏・冬の作業で健康に影響があると思われる就業について、就業停止およびローテーション就業等に配慮します。
- ④ 事故ゼロ看板により、安全就業に対する意識の向上を図ります。

6 研修・講習事業

会員の就業見学会の実施や会員の技能向上を図るため、各種講習会を実施します。（接遇及び傾聴講習会、安全運転技能講習会、技能講習会等）

7 調査研究事業

発注者へのサービス向上や社会環境の変化に対応した事業を展開していくため、未就業会員の把握、先進地視察、財政基盤の安定化に向けた研究等を実施します。

8 相談事業

- ① 毎月第2第3金曜日に入会説明会を開催し、DVD放映や会員のしおり等を活用して会員の確保に努めます。
- ② 就業を希望する高齢者に対し、随時就業相談を行います。

9 委員会推進事業

組織活動の充実と効果的な運営を図るため、委員会を設置して事業活動を円滑に推進していきます。

(1) 就業開拓会員拡大委員会

センター会員の就業機会の開拓及び会員拡大について積極的な活動を行います。

(入会説明会、事業所訪問、講習等の開催)

(2) 安全管理委員会

会員の健康と就業上の安全・適正就業に関する事項を検討し、その対策を推進します。

(安全巡回指導、安全に対する会員の意識向上等)

(3) 地域活動推進委員会

地域活動推進と親睦を図り、円滑な事業の伸展を図ります。

(会員旅行、新年会、班長会議の開催等)

(4) 広報委員会

センターの事業や理念を広く周知し、センターの健全な事業発展を図るため、毎月「かがやき」を発行します。

(5) 衛生委員会

労働安全衛生法に基づき、会員等の衛生に関する重要事項を調査、審議し、業務の円滑な運営を図ります。

10 設立40周年記念事業実行委員会の設立

令和5年度に設立40周年及び公益法人移行10周年を迎えるにあたり、記念事業等を実施するための実行委員会を設立し、記念誌発行等の準備を進めます。

11 中期計画の策定

中期計画書が計画年度期間の5年目を迎えるにあたり、今後、5年間の計画を策定します。

12 社会参加促進事業

市内各所のボランティア清掃、はなももマラソン等にて社会奉仕活動を実施します。

13 普及啓発事業

機関紙「かがやき」「案内パンフレット」の発行、ホームページにおける情報発信、ボランティア活動等を通じて普及啓発に努めます。

14 事業運営基盤の強化

財政基盤の強化と経営の健全化を図るため、引き続き事務の効率化及び経費の削減に努め、中期計画に基づいた運営と経営を行ってまいります。